

## **[事案 27-108]がん給付金支払請求**

・平成 28 年 1 月 18 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時、募集人による不適切な説明および不告知教唆があったことを理由に、告知義務違反による契約の解除の取消しおよびがん関連特約給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 11 月に契約した生存給付保険に付されたがん入院特約等について、以下の理由により、告知義務違反による契約の解除を取り消し、がん関連特約給付金および特定疾病保険金を支払ってほしい。

- (1)契約時、募集人から給付金請求に関して不適切な説明があった。
- (2)募集人による不告知教唆があった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人による不適切な説明、不告知教唆があった事実は認める。
- (2)がん関連特約条項では、がん責任開始日までのがんと診断確定された場合は無効となると定めており、無効の場合、告知義務違反による解除の規定は適用しないと定めている。特定疾病保障特約条項では、支払事由についてがん責任開始日前にがんと診断確定されたことがない場合に限ると定めている。
- (3)過去がんに罹患したことに関して善意であったとしても無効と取り扱われるところ、不告知教唆を受けて契約したことを理由に特別に取り扱うことは公平性を害し、がん保険の根幹を揺るがす。
- (4)申立人は不正な行為であることを認識しながら不告知を行っている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど契約時や告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社が、特定疾病保障特約にもとづく保険金、ならびに手術給付金付がん入院特約およびがん診断給付特約にもとづく給付金の各支払に応じず、手術給付金付がん入院特約およびがん診断給付特約を無効としたことには、理由があるといわざるを得ないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)募集人が、告知に当たり、申立人に対して、受診の事実を告知しないよう申立人に伝えたことは、募集人としては許されない言動であった。
- (2)募集人が、申立人の平成 22 年 9 月の胸部の受診・検査の結果ががんと確定診断された場合、手術給付金付がん入院特約およびがん診断特約が無効となることを正しく認識せず、今回

のがんは請求できなくても本件両特約により 2 回目以降のがんには保険金・給付金が支払われると誤解を与えるような説明をしたことが推認される。